

# 公共の場、全面禁煙要請へ

他人が吸うたばこの煙にさらされる「受動喫煙」を防ぐため、厚生労働省は18日、飲食店やホテル、百貨店など多くの人が利用する公共的な施設に対し、建物内での全面禁煙実施を求める通知を出すことを決めた。

## 厚生労働省、月内にも通知

今月中にも自治体に「原則、全設ける「分煙」を併記。ただ、その全面禁煙」を促す通知文を出し、業の後も喫煙席と禁煙席の仕切りが界団体などへの周知を図る。ただ、不十分な飲食店などが多く見られ実施するかどうかは施設側の判断することから、さらに踏み込んだ対応に委ね、強制はしない。利用者の応が必要と判断した。

二一スなどに応じ「分煙」にとどめることも容認しており、厚生労働省は「すぐにできない場合でも、将来的には全面禁煙を目指してほしい」としている。

厚生労働省によると、対象は飲食店などのほか、官公庁や駅、病院など健康増進法が定める不特定多数の人が出入りする施設。屋外も、子ども利用が想定される公園などについては配慮するよう自治体などに求める。

健康増進法の施行を受けて同省が2003年に出した通知では、受動喫煙防止に向けた取り組みとして「全面禁煙」と、喫煙区域を

厚労働省は、職場の原則禁煙に向けた対策にも乗り出す方針で、労働者の受動喫煙を防ぐよう事業者に義務付ける労働安全衛生法の改正案を、来年の通常国会に提出することを検討している。

### 客減る可能性

全国約1万8千の旅館やホテルが加盟する「全国旅館生活衛生同業組合連合会」の清沢正人理事の話 受動喫煙は深刻な問題で当然通知は尊重しなければいけないが、宴会場のある旅館の場合、団体客の中には必ず喫煙者がいるもの。一概に禁煙とすれば客が減る可能性はある。旅館業界にとっては厳しいが、(国の通知が)どのような内容かを確認し、役員の意見を聞いた上で対応を考えたい。

### 後押し心強い

神奈川県たばこ対策室の話 受動喫煙の防止対策は神奈川県独自ではなく全国的な広がりを見込んでいる。厚生労働省の姿勢は県の施策の後押しとなるもので心強い。関係法令を整備し、対策の実効性を高めてほしい。